

府教委「スクールバス運転手及び調理員の 職務の見直し等について」を府障教に提案

過酷な労働実態をみない不当提案は撤回を！

職場の団結の力で、勤務労働条件の改善をかちとろう！

2月18日、府教委は府障教に対し「スクールバス運転手及び調理員の職務の見直し等について」を提案しました。提案内容は、①スクールバス運転手および調理員に対し、「スクールバス運転手兼校務員」「調理員兼校務員」として職務を指定する、②スクールバス運転手に「平成24年度当初人事」より直轄強制人事異動を導入するの2点です。協議期間は3月17日までとなっています。

1. 提案理由の「業務特性」について

府教委は、提案理由の「業務特性」について、「スクールバス運行、調理業務のない期間が存在する。日々の勤務時間に空き時間がありえる」と府障教に説明しました。しかし、実態把握については、「支援教育課に聞き取った」とするのみで、「スクールバス運行や調理業務のない期間は把握している」と回答するにとどまっています。

2. 「人事の取扱い」の変更について

府教委は、「退職不補充方針のもと、いくつかの学校でスクールバス運転手であるものの、運転業務についていない方があり、今後退職により増えていく。人材を有効に活用する」と府障教に説明しました。

3. 提案の問題点と不当性

(1) 過酷な労働実態を把握しない不当な提案

府教委は、今回の提案趣旨に「業務特性」から見直すことを明記しています。しかし、スクールバス乗務員と給食調理員の勤務内容の把握はきわめて形式的で不十分です。長期休業中には、職務に関する研修や、スクールバスの点検・整備、厨房の清掃、厨房備品の維持・管理などの業務があります。その上、障害児学校の「過大・過密」、子どもの実態にあった2次調理など、給食調理員の労働は過酷を極めています。「日々の勤務時間に空き時間がありえる」などという認識は重大です。府教委は「業務特性」を口実とした「職務の変更」をおこなう前に、文科省の衛生管理基準に満たない劣悪な厨房の改修をただちに実施するとともに給食調理員やスクールバス乗務員の健康破壊の実態を把握し、労働安全衛生法に基づく快適な職場づくりをすすめるべきです。

(2) 「業務特性」となら関係なく、府障教との文書確認を反故にする「人事取扱」の変更

府教委の提案は、スクールバス乗務員と学校給食調理員の「業務特性」から、「職務の見直し」をおこなうと言うものです。この趣旨からスクールバス乗務員の直轄強制人事異動方針を導き出すことはできません。しかも、府教委は「スクールバス運転手であるものの、運転業務についていない方があり、人材を有効に活用する」と口頭で府障教に説明しました。しかし、スクールバス乗務員からスクールバスのハンドルを取り上げたのは府教委自身であることを強く抗議しなければなりません。府教委は、スクールバスの民間委託化を父母・教職員

の強い反対を押し切って強行導入した1996年度、府障教と「委託バス導入に伴って、スクールバス乗務員が運行業務につけなくなる」との対応についていく「スクールバス乗務員の勤務場所に関する」とについては、従前どおりの取扱いとするなど、6項目の確認をおこなっています。

今回の提案は、自らの施策で生じた問題点を、すべて現場の労働者の押しつける手法であり、不当な提案と言えます。

(3) 当該職種業務量を増やす不当な提案は撤回を

府障教は府教委に対し、府教委の提案趣旨と何ら関係のない「人事取扱い」の変更については提案の取り下げを要求しました。また、「業務見直し」については、労働実態の正確な把握を含め、府教委内で考え方の整理をおこなうことを要求し、あわせて提案の撤回を強く求めました。

4. 緊急のとりくみ

- ①府障教ニュースと集案案内を届けます。
- ②分会と当事者との懇談をおこない、要求と実態を整理します。
- ③スクールバス乗務員・学校給食調理員「緊急集会」を開催します。
- ④対府交渉を実施します。

「緊急集会」

日時：3月5日（土）10：30

場所：たかつガーデン「らん」

- ①府教委提案の内容の問題点を実態にもとまつき明らかにしましょう。
- ②交渉に向けて、当事者の要求を集約しましょう。

*集会には、組合員以外も参加できます。